

第百十四回国会 大蔵委員会 議録 第十号

六月七日
中村正三郎君委員長辞任につき、その補欠として中西啓介君が議院において、委員長に選任された。

平成元年六月九日(金曜日)

午後五時二十四分開議

出席委員

- 委員長 中西 啓介君
- 理事 衛藤征士郎君
- 理事 中村正三郎君
- 理事 村井 仁君
- 理事 森田 景一君
- 理事 愛野興一郎君
- 尾身 幸次君
- 中川 秀直君
- 前田 武志君
- 宮下 創平君
- 堀 昌雄君
- 村山 喜一君
- 伊藤 英成君
- 矢島 恒夫君
- 理事 大島 理森君
- 理事 平沼 越夫君
- 理事 中村 正男君
- 理事 安倍 基雄君
- 江口 一雄君
- 片岡 清一君
- 葉梨 信行君
- 箕輪 登君
- 村上誠一郎君
- 武藤 山治君
- 橋本 文彦君
- 正森 成二君

出席国務大臣

- 大蔵 大臣 村山 達雄君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 高村 正彦君
- 大蔵省主計局長 篠沢 恭助君

委員外の出席者

- 大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

五月二十五日

- 辞任 村山 喜一君
- 補欠選任 田邊 誠君

- 伊藤 英成君
- 正森 成二君
- 矢島 恒夫君
- 川端 達夫君
- 不破 哲三君
- 金子 満広君

同日

- 辞任 田邊 誠君
- 川端 達夫君
- 金子 満広君
- 不破 哲三君
- 伊藤 英成君
- 矢島 恒夫君
- 正森 成二君

六月三日

- 辞任 戸塚 進也君
- 中川 昭一君
- 尾身 幸次君
- 補欠選任 小沢 一郎君

同日

- 井上 喜一君
- 小沢 一郎君
- 熊川 次男君
- 笹川 堯君
- 補欠選任 中川 秀直君
- 箕輪 登君

同日

- 中島源太郎君
- 福島 讓二君
- 補欠選任 前田 武志君
- 宮下 創平君

同日

- 前田 武志君
- 宮下 創平君
- 補欠選任 鳩山由紀夫君
- 松本 十郎君

同日

- 理事中川昭一君同月三日委員辞任につき、その補欠として中村正三郎君が理事に当選した。

理事中西啓介君同月七日委員長就任につき、その補欠として村井仁君が理事に当選した。

六月九日

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第七号)

は本委員会に付託された。

六月二日

消費税撤回に関する請願外四件(第一七五九号)及び同外一件(第一九四二号)は「安井吉典君紹介」を「池端清一君紹介」にそれぞれ訂正された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第七号)

○中西委員長 これより会議を開きます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、皆様の御推挙によりまして大蔵委員長という重責を担うことになりました。まことに光栄に存ずる次第であります。

甚だ微力ではございますが、皆様の御鞭撻、御協力をいただき、公正かつ円満な委員会運営を図り、その職責を全うしてまいれる所存でございます。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

○中西委員長 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動並びに私の委員長就任に伴いまして、現在二名の理事が欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって

中村正三郎君 及び 村井 仁君 を理事に指名いたします。

○中西委員長 この際、新たに就任された高村大蔵政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。高村大蔵政務次官。

○高村政府委員 大蔵政務次官を拝命いたしました高村正彦でございます。

厳しい財政情勢の折から、その職責の重大さを自覚し、誠心誠意職務の遂行に当たります所存でございます。よろしく御指導のほどお願いいたします。(拍手)

○中西委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。村山大蔵大臣。

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○村山国務大臣 ただいま議題となりました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るため

の特別措置に関する法律案の提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政は、巨額の公債残高を抱え、国債の利払い費も歳出予算の約二割を占めるなど、なお極めて厳しい状態にあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るためには、引き続き財政の改革を強力に推進し、その対応力の回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、まず、平成二年度までの間に特別公債依存体質から脱却し、公債依存度の引き下げに努めるといふ目標を掲げ、財政再建に向けて努力をいたしました。平成元年度予算におきましては、経済が好調に推移しているこの時期にこそ、目標達成に向けて確かな歩みを進めることが何よりも重要であると考へ、緩むことなく歳出の徹底した見直し・合理化に取り組んだところであります。

その結果、特別公債発行額を前年度当初予算額に比し、一兆八千二百億円減額することができました。また、公債依存度も、前年度当初予算の一五・六％から一一・八％にまで低下しており、努力目標達成に向けて着実に歩みを進めたものになったと考えております。

しかしながら、平成元年度におきましては、なお財源が不足するため、特別公債の発行を行うこととするほか、国債費定率繰り入れ等の停止などの措置をとらざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたように、特別公債の発行等、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、特別公債の発行であります。平成元年度の一一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で特別公債を発行できることとしております。第二は、国債費定率繰り入れ等の停止でありま

平成元年六月十四日印刷

平成元年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K

平成元年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れに付いて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割りに相当する金額の繰り入れは、行わないこととしております。

第三は、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。平成元年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助に係る額から四百億円を控除して繰り入れられるものとするなどの措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。次回は、来る十四日水曜日午前九時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成元年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰

入れ及び一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めるものとする。

(特別公債の発行等) 第二条 政府は、財政法昭和二十二年法律第三十四号(第四條第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成元年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行すること)ができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成二年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成元年度所屬の歳入とする。 3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五條第一項及び第五條ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。 5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五條第一項又は第五條ノ二の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例) 第三条 平成元年度において、国債整理基金特別会計法第二條第一項の規定により一般会計から繰り入れられるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二條ノ二第一項の規定は、適用しない。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例) 第四条 政府は、平成元年度における一般会計か

ら厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、同年度の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十條ノ三第一項及び第二項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から四百億円を控除して、繰り入れられるものとする。

2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況を勘案して、予算の定めるところにより、一般会計から当該勘定に四百億円に達するまでの金額を繰り入れられる措置その他の適切な措置を講じなければならない。

附則

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

理由

平成元年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れ及び一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第九号中正誤
べし 段 行 誤 正
一七 三 末六)といひますか。 といひますか、